

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

隠岐の島町長 池田高世偉

市町村名 (市町村コード)	隠岐の島町 (325287)	
地域名 (地域内農業集落名)	西郷③地区 (大久)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月4日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の品目はさつまいもなどその他野菜が主体。位置づけられた担い手が地域の大半を耕作しているが、高齢で少しずつ保全管理になる面積が増えてきている。2名担い手の後継者に成り得る人がいるが、話し合いを継続し、意向の確認を行う。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当面は担い手が耕作を継続する。増加傾向にある休耕田に関する話し合いを進めていく。
圃場への田区進入路の整備、水路の清掃のため、多面的機能直接支払交付金を活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払制度対象農用地の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
小規模な修繕や補修といった整備に関しては中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し整備する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地元耕作者は可能な限り耕作を継続する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特記事項なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ④区画の不整形な圃場を一団の畑として利用する。
 ⑩多面的機能の交付金を水路の清掃や進入路の乗り入れの整備などに利用する。